

5月12日対韓国審査総括所見に関する日本政府意見

1. 拷問禁止委員会は、5月12日に公表した韓国政府に対する総括所見パラ47～48において、「性奴隷」について言及し、パラ48(d)においては、「加盟国は、条約第14条に沿って、生存している第二次世界大戦中の性奴隷被害者に対し、補償及び社会復帰への権利、真実の権利、賠償及び再発防止の確保といった是正処置が確実に提供されるよう、2015年12月28日の大韓民国と日本との間の合意を見直すべきである」と勧告した。
2. 先の大戦に関わる賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米、英、仏等45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約等に従って誠実に対応してきており、これらの条約等の当事国との間では、個人の請求権の問題も含めて、法的には解決済みである。(韓国とは、1965年の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定で、日韓間の財産・請求権の問題が「完全かつ最終的に解決された」ことを確認し、同協定に基づき、日本政府は韓国政府に5億ドルの経済協力を実施した。)
3. 加えて、日本政府は、1990年代以降、既に高齢になられた元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業や「償い金」の支給等(合計金額は、一人当たり500万円(韓国・台湾)、320万円(フィリピン))を行うアジア女性基金(AWF)の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。また、AWFから個々の慰安婦に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣、小淵恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)は、自筆の署名を付したお詫びと反省を表明した手紙(別添)をそれぞれの元慰安婦に直接送ってきた。こうした努力の結果、1998年の日韓共同宣言-21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ-では、「未来志向的な関係を発展させるためにお互いに努力することが時代の要請である」とされた。
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/yojin/arc_98/k_sengen.html)
4. このような取組にもかかわらず、日韓間において慰安婦問題が改めて政治的な問題となったことも踏まえ、既に高齢となっている元慰安婦の方々の癒やしを早期に実現するため、日韓両政府は、真剣に協議を行い、多大なる外交努力を経て、2015年12月、慰安婦問題に関する合意に達した。これにより、同問題が「最終的かつ不可逆的」に解決されることが確認された(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001664.html)のみならず、同合意に基づき、韓国政府は元慰安婦の方々のための事業を実施する財団を設立し、日本政府は同財団に対し10億円の支出を行った。
5. この日韓合意については、潘基文国連事務総長(当時)を始め、米国政府を含む国際社会が歓迎し、欧米メディア(ニューヨークタイムズ等)も高く評価しているのみならず、韓国人元慰安婦の多くも肯定的に評価している。現在、日韓の協力の下で、元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を実施しているところであり、これま

で合意の時点で生存していた元慰安婦46名のうち、既に34名が事業に賛成し、そのうち既に32名が医療や介護といった支援を実際に受けている。このように既に高齢となっている元慰安婦のためにも、引き続き合意が着実に実施されることが重要である。

6. このように、日韓両政府が多大な外交努力の末に達成し、既に実施されている合意を見直すこととなれば、合意に基づき実施されている医療や介護といった事業の継続も困難となり、元慰安婦の方々の癒やしにむしろ逆行するものである。それにもかかわらず、拷問禁止委員会が今回のような一方的な勧告を行い、多くの元慰安婦の方々の心の安寧を害するようなことは日本として断じて受け入れられない。
7. 拷問禁止委員会が、対韓国審査であるとはいえ、審査の過程において、現在まさに日韓両国が実施中の二国間の慰安婦合意について、一方の当事者である我が国には通報や説明機会を与えず、また、一部の市民団体等の意見のみを受けて、合意に係る十分な評価を行わないまま、合意が拷問禁止条約の規定に照らして不十分であるとの一方的な認識を示し、合意を見直すべきであるとする勧告を出したことは、公正さを欠き、また、手続的に不適切であるとも言わざるを得ない。また、慰安婦を「性奴隷」と称することは事実と反するので、不適切である。日韓合意においても、「性奴隷」という用語は使われていない。このような観点から、我が国は、拷問禁止委員会による総括所見の慰安婦問題に関するパラ47及び48(d)の内容に同意することはできない旨強く申し入れる。
8. 元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしを達成するためにも、現在、合意に基づく事業が引き続き着実に実施されることが極めて重要であり、拷問禁止委員会委員におかれては、この点につき十分理解の上、日韓両国政府の多大な外交努力の成果である合意の実施を害するのではなく、見守っていただきたい。